

(仮称) 高円寺学園の通学区域の指定等について

平成 32 年 4 月に開校予定の(仮称)高円寺学園(施設一体型小中一貫教育校)について、通学区域の素案を昨年 7 月の懇談会においてお示しいたしました。その後、保護者説明会等でいただいたご意見等を踏まえ、この度、新たな指定通学区域及び特例措置の案を以下のとおり取りまとめましたのでご報告いたします。

1 指定通学区域 (案)

杉並第四小学校及び杉並第八小学校の通学区域を合わせた区域

2 指定通学区域の決定時期

平成 31 年 6 月に決定

※平成 28 年度に開始した通学区域の特例措置を基本として、新たな措置を設ける。新校開校後 3 年間の児童・生徒の就学実態や隣接する小中学校の児童・生徒数、学級数の推移を基に検証を行っていく。

3 説明会等の経過

平成 30 年	7 月 19 日	第 29 回新しい学校づくり懇談会で指定通学区域素案を説明
	7 月 23 日	高円寺中央地区町連説明
	8 月 6 日	高円寺北地区町連説明
	9 月 15 日	① 杉四・杉八小保護者説明会 (20 人出席) ② 就学前教育・保育施設保護者説明会 (39 人出席) ③ 杉三小保護者説明会 (11 人出席)
	11 月 9 日	第 30 回新しい学校づくり懇談会で意見・要望のまとめを報告

4 新たな特例措置 (案)

新校が開校するまで就学校を選択できるよう特例措置を平成 28 年度から設けてきたが、新しい通学区域を指定するにあたり、以下の考え方に基づいた新たな特例措置を講じることとする。

- (1) これまでの懇談会や説明会等でいただいた様々な意見・要望を反映
- (2) 小中一貫教育の考え方に基づいた住所要件によらない在籍児童への配慮
(別紙参照)

※「杉並区における指定校変更の申立てに関する審査基準及び事務処理要綱」の別表第 4 の改正案

5 今後の主なスケジュール

平成 31 年	1 月 28 日	教育委員会へ報告
	2 月下旬	文教委員会へ報告
	5 月	新しい通学路の調整
	6 月	第二回区議会定例会において学校設置条例の改正 指定通学区域規則改正
平成 32 年	4 月	(仮称)高円寺学園開校 新特例措置開始